

決議第 27 号（第 21 号議案可決）

憲法第九条の改憲に反対することを決議する件

提出者 管区事務所

本総会は、日本国憲法第九条の改憲に反対する下記決議文を採択し、日本聖公会の全教会にこの決議文を配布すると共に、主な政党にこの決議文を送付する。

記

決 議 文

わたしたち日本聖公会第 55(定期)総会は、主にある兄弟姉妹の皆さんに、主の平和が豊かにありますようにと祈ります。

わたしたちは、日本が、平和への道ではなく、戦争への道を歩み出しているのではないかという恐れを強く抱いています。

自衛隊が戦闘状態にあるイラクに派遣されていますが、この派遣は、唐突に決められたわけではありません。1990 年の湾岸戦争において、日本は多国籍軍への協力を求められ、巨額な戦費を負担することによって、戦地への自衛隊派遣を避けましたが、この頃より、国際貢献ができる「普通の国」になろうという声が、当時の政府与党から強く主張されるようになりました。と同時に、PKO 協力法、日米新ガイドラインと周辺事態法、テロ特措法、有事関連三法など、憲法第九条に違反の疑いがある法律が次々と制定され、ついに今回の派遣に至ったのです。

これらの法律が成立する前後の 2000 年 1 月、衆参両院に「憲法調査会」が設置され、来年その調査期間が終了します。改憲が具体的に政治日程に上る日が近づいていること、ことに改憲論の中心が憲法第九条にあることに、わたしたちは強い危機感を覚えます。

日本国憲法は、近代日本の歩みが行き着いた破滅的な戦争の反省の上に作られた憲法であるとともに、その日本によって甚大な被害を受けた内外の人々の尊い犠牲の上に作られた憲法です。

憲法第九条にある「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」との文言は、上記の反省と犠牲の上にあるのです。

1930 年に開かれたランベス会議で、「国際紛争を解決する手段としての戦争は、我らの主イエス・キリストの教えと模範に相容れない」との声明が出され、この声明が、以後のランベス会議で何度も再確認されています。憲法第九条の背景にはこの声明に象徴される精神が存在しているということを、皆さんにお伝えしたいと思います。

1996年に開かれた日本聖公会第49（定期）総会は、「日本聖公会の戦争責任に関する宣言」を決議しました。日本聖公会として「戦前、戦中に日本国家による植民地支配と侵略戦争を支持・黙認した責任を認め、その罪を告白し」、「神の民として正義を行うことへと召されていることを自覚し、平和の器として、世界の分裂と痛み、叫びと苦しみの声を聴きとることのできる教会」になることを決議したのです。このような内容の「宣言」をした日本聖公会にとって、戦争の反省と尊い犠牲の上に作られた日本国憲法、ことに第九条の改憲に反対することは、教会としての責任です。

復活のキリストは、弟子たちに「あなたがたに平和があるように」と言われ、平和の福音の使者として、弟子たちを世界に遣わされました。洗礼を受けて神の子とされたわたしたちは、「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」（マタイ5:9）との御言葉を生きる者です。

日本聖公会に連なるすべての兄弟姉妹の皆さんが、憲法第九条の改憲に反対し、「平和を実現する人々の幸い」に与かる者とされますように、祈ります。

2004年5月27日

日本聖公会第55（定期）総会
議長 首座主教 宇野 徹